

職員会議記録部分公開決定審査請求事案（番号 14）

審査会の結論		諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。
行政文書公開請求	請求日	令和2年2月7日
	請求内容	府立〇〇高校における令和2年2月6日の職員会議記録。（ただし、職員会議終盤の生徒支援に関する問答についての記録のみで良い。）
	実施機関の決定	<p>令和2年2月21日付け教高第4026号による部分公開決定。</p> <p>【公開請求の対象となる行政文書の名称】 職員会議議事録</p> <p>【公開しないことと決定した部分】 職員会議議事録のうち、3 その他生徒支援委員会からの要望の部分</p> <p>【公開しない理由】 条例第9条第1号に該当する。</p> <p>本件、行政文書の非公開部分は、公開することにより、個人が特定される恐れがある情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。</p>
審査請求書	請求日	令和2年3月6日
	趣旨	処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。
	理由	公開文書には「生徒支援委員会からの要望」との標題があるが、別添資料（省略）の通り、当該案件は生徒支援委員会からではなく、担任が生徒支援委員会を通さずに個人的に要望しているものであるため、このような記載は不適切である。よって、適切に記載されているものを公開すること。
弁明書	府立〇〇高校における令和2年2月6日の職員会議の記録について、学校が保管している職員会議の記録は、公開文書であり、他に該当する文書はない。	
反論書	「弁明の理由」について、「学校が保管している職員会議の記録は、公開文書であり、他に該当する文書はない」とあるが、当該文書に記載されている「生徒支援委員会からの要望」というのは虚偽記載であるため、不当である。よって、適切な行政文書を全部公開すること。	
判断	<p>1 審査請求人は、公開文書は、本件請求に係る対象文書に該当しないのであり、他の文書を公開するよう主張する。</p> <p>実施機関が、本件請求に係る対象文書として公開した文書には、「2020年2月6日」とあり、議題、議長及び書記の記載欄があり、会議記録であることがわかる。さらに、「3. その他 ・生徒支援委員会からの要望」という記載があることから、本件請求に対応した内容であり、文書の特定は不合理ではない。</p> <p>2 審査請求人は、「公開文書には『生徒支援委員会からの要望』との標題があるが、別添資料（省略）の通り、当該案件は生徒支援委員会からではなく、担任が生徒支援委員会を通さずに個人的に要望しているものであるため、このような記載は不適切である。」と主張するが、その趣旨は、要望を出した主体が、生徒支援委員会ではなく、特定の教職員個人が要望したものであるにもかかわらず、部分</p>	

<p style="text-align: center;">判 断</p>	<p>公開された文書に「生徒支援委員会からの要望」と記載されており、不適切であるということから、他に適切な記載がなされた文書があるはずである、というものである。</p> <p>審査請求は、実施機関の処分について、条例の解釈及び適用に、違法、不当な点がないかを判断する制度であり、対象文書の内容の正確性については、審査請求における判断の対象とはならない。</p> <p>3 よって、「審査会の結論」のとおり答申する。</p>
<p style="text-align: center;">経 過</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年2月7日      同日付け公開請求</li> <li>・ 同月 21 日          部分公開決定</li> <li>・ 同年3月6日        審査請求</li> <li>・ 同月 25 日          弁明書</li> <li>・ 同年4月12日       反論書</li> <li>・ 同年5月11日       諮問</li> </ul>